各都道府県･政令指定都市･中核市障害保健福祉担当課長　様

障害保健福祉情報 vol.42

（平成１８年９月11日）

障害者自立支援法の１０月施行について

障害者自立支援法の１０月施行に向け、８月２４日の都道府県課長会議でお示しした新たな５つの改善策を公表したところです。

今般、自治体における９月議会も控え、関係者への説明に利用できるよう、以下の資料を作成しましたので送付いたします。

この「５つの対策」については、未だ十分に周知が図られていないケースも見られるようですので、管内市町村や関係団体への周知について何卒ご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、ＳｋｙＰｅｒｆｅｃｔＴＶ！の医療福祉チャンネル７７４において、今月２０日から自立支援法やこの５つの改善策について説明する予定ですので、併せてご連絡いたします。

◆配付資料

① 障害者自立支援法の１０月施行に向けた５つの対策（Ａ３　１枚紙）
② 障害者自立支援法の１０月施行に向けて（Ｑ＆Ａ）
③ 障害者自立支援法の円滑施行に向けて（詳細説明資料）

「障害者自立支援法」は
厚生労働省 HP（http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0214-1.html）で公開されていますので、併せて情報提供をお願いします。

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課

【担当】
熊木、中村（内線 3022）
電話：03－5253－1111（代表）
Email: shougaijouhou@mhlw.go.jp

障害者自立支援法の10月施行に向けた5つの対策

～全国都道府県課長会議（8月24日）に提示した新たな改善策～

1．障害程度区分の判定が適切に行われています

○ 信頼のおける適正な障害程度区分の判定

・ 6月末までの判定結果では、二次判定では約3分の1の事例で上位区分への変更が行われており、一次判定（コンピューター判定）に対する懸念が示されていた知的障害や精神障害については、より多数の事例で変更されていました。

・ 判定結果を踏まえて、さらに適正な判定が行われるように、二次判定の変更事例集などを情報提供しました。

2．就労支援をさらに充実させます

○ 工賃を引き上げ、年金等と併せて自立生活を実現へ

・ 工賃が手元に年間28．8万円まで残るようにするなど、収入から工賃を控除する制度を拡充します。

・ 現行の授産施設の月額平均工賃額（15，000円）の倍増をめざす「工賃倍増計画」を実施し、目標工賃も設定します。

○ 障害者の「働きたい！」気持ちを実現できる新サービスをスタート

・ 一般企業での雇用を目指す「就労移行支援事業」

・ 支援を受けながら雇用契約を結んで継続的に就労する「就労継続支援事業A型」
＊ 生産性を上げるために障害者以外の者の雇用割合を緩和（定員の2割→定員の最大5割）

・ 雇用契約を結ばないけれど、工賃アップを目指しながら継続的に就労する「就労継続支援事業B型」

3．障害児施設の利用者負担を軽減します

○ 障害児施設の利用者負担の見直し（平成21年3月末までの経過措置）

・ 学齢期前の障害児通所施設の利用者負担を、保育所の保育料程度の水準に軽減します。

・ 障害児入所施設の利用者負担について、市町村民税額（所得割）が2万円未満の世帯まで、負担軽減措置の対象者を拡充します。

○ 保護者との絆を深めるための、障害児施設への配慮

・ 入所施設においては、帰省時・夏休み時等について、1月につき12日まで報酬上の評価を行います。通所施設や児童デイサービスでは、職員が家庭訪問し、家族への支援を行った際に、報酬を上乗せします。

4．ケアホームなどの新たなサービスを支援します

○ 地域での生活を支援するグループホーム・ケアホームの充実

・ 夜間支援体制を確保しているケアホームの対象者すべてについて、報酬を上乗せします。

・ 利用者の入院・帰省を支援した場合の報酬を上乗せします。

○ 入所施設の支援体制の強化

・ 障害程度の低い障害者にも夜勤対応が図れるように、夜間支援体制を充実します。

・ 自閉症施設など強度行動障害の者が多数入所する施設についても、実態に即して報酬を改善します。

5．報酬日額化に対応し、円滑な事業運営が行われるようにします

○ 通所施設が行う通所以外の支援（家庭訪問）の評価

・ 利用者が継続して通所できない場合に、施設職員による家庭訪問等の支援について、報酬上の評価をします。引きこもり等に対する支援にもつながります。

○ 通所施設の定員規制の緩和

・ ニーズに応じた利用者の受け入れを可能とする観点から、平成20年3月末まで、定員の10％増までの利用を認めることにします。

○ 入所施設が行う入院時の支援に関する加算措置の創設

・ 入所施設の利用者に対し、入院中の支援を行った場合に、報酬を上乗せします。

○ 激変緩和措置の取扱の見直し

・ 旧体系サービスに係る従前額の80％の最低保障措置について、来年度、再来年度
と、保障水準を段階的に引き下げていくこととされていましたが、80％を維持します。

障害のある人が、普通に暮らせる地域づくりをめざします

障害者自立支援法の１０月施行に向けて

障害者自立支援法は４月から施行されていますが、さまざまなご意見を踏まえ、新たに、以下の５つの柱からなる改善策を講じ、８月２４日の全国都道府県課長会議で公表しています。

①　障害程度区分の適正な判定に向けた情報提供
②　就労支援の更なる充実
③　障害児施設の利用者負担の軽減
④　ケアホームなどの新たなサービスに対する支援
⑤　報酬日額化に対応した事業運営の円滑化

→　各項目の内容について２頁以降を御覧ください。

（参考）障害者自立支援法について

本法律は、これまでの支援費制度の自己決定・自己選択の理念を継承しつつ、

①　障害者の方々が障害種別（身体、知的、精神）にかかわらずサービスを利用できるよう、利用者本位のサービス体系に再編するとともに、支給決定の仕組みを透明化・明確化する、
②　障害者が意欲と能力に応じて働くことができるよう、就労支援を抜本的に強化する、
③　サービス量の拡大に対応して、障害者自身も含めてみんなで制度を支え合う仕組みにする中で、国や地方自治体の費用負担の責任をルール化して財源を確保しつつ、サービスを計画的に充実する、

など、障害者が地域で安心して暮らせるようにするための、総合的な自立支援システムを新たに構築する画期的な仕組みです。

１．障害程度区分の適正な判定に向けた情報提供

Ｑ１　知的障害や精神障害について、障害程度区分が低くなり、サービスを受けられなくなったりしてしまうことはないですか？

○　障害程度区分の認定については、介護保険制度の要介護認定の仕組みを基礎としていることから、知的障害や精神障害に関しては適切な判定がなされず、障害程度区分が低くなり、サービスを受けられなくなってしまうのではないかとの声がありました。

○　しかしながら、そもそも本年９月末時点で支援費施設に入所・通所している方は事業者が新しい事業へ転換しても、平成２３年度末までは引き続き入所・通所ができることとされています。

○　また、昨年度モデル事業を実施した自治体について、６月末までの実際の判定結果を集めたところ、二次判定では約３分の１のケースで上位区分に変更されており、最終的な区分判定は、おおむね国の見込みどおりであったところであり、状態に応じた必要なサービスが利用できることとなると考えています。

※　障害程度区分の判定は、コンピュータによる一次判定の後、市町村の審査会による二次判定により決定されます。

○　このため、厚生労働省が開催した８月２４日の全国課長会議では、このような状況を公表するとともに、さらに、「障害程度区分状態像の例」や「二次判定の際の変更事例集」を作成し、自治体に情報提供したところであり、今後更に適切な区分判定が行われることが期待されます。

２．就労支援の更なる充実

Ｑ２　今回の利用者負担の見直しにより、福祉施設で働いて得る工賃よりも利用者負担の方が大きくなるのですが。

○　今回、原則１割の利用者負担が導入されましたが、この見直しは、いまだサービスを利用できていない方が多数おられる中で、さらに障害福祉サービスを増やしていくために必要なものであり、国としても障害福祉サービスの予算を１１％増やしているところです。

○　また、福祉施設においては、利用者が働いているという面もありますが、福祉サービスも受けていることから、他のサービスを利用されている方と同様、利用者負担をご負担いただくことが必要です。

その際、工賃収入の多寡にかかわらず、障害年金からご負担をいただくことが基本であると考えています。

○　工賃収入については、この度見直しを行い、１０月以降、働いて得た工賃が年間２８．８万円までは利用者の手元に残ることとし、利用者が働くことへのインセンティブを高めることとしています。

※　福祉施設で就労する障害者の平均的な工賃水準は年額約１８万円（月額約１．５万円）です。

○　しかしながら、月額約１．５万円という工賃水準は未だ十分なものとはいえず、障害者の自立を支援する観点からは、そもそもの工賃水準を引き上げていくことが何よりも重要です。

○　そこで、福祉施設で就労する障害者の工賃水準の倍増をめざす「工賃倍増計画」を実施することとし、平成１９年度概算要求において関連予算を要求するなど、就労支援策の充実に積極的に取り組むこととしています。

３．障害児施設の利用者負担の軽減

Ｑ３　障害児施設の利用者負担が１０月から引き上げられますが、負担が重過ぎるのではないでしょうか？

○　障害児施設については、１０月から利用者負担の仕組みが見直され、障害者施設等と同様、原則１割の負担となりますが、見直しに当たっては、月毎に負担上限額を設定し、所得の低い方にはより低い上限額を設定するほか、さらに収入や預貯金の状況に応じて個別に減免するなど、きめ細やかな負担軽減措置を考えています。

○　しかし、障害児施設の利用者負担については、それでも負担が重過ぎるとのご意見がありました。

○　このため、障害児を養育する世帯については他の世代と比べ若い世帯が多いことに配慮し、この度、

①　通所施設については、就学前の障害児に関して、一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準になるよう、負担を軽減するとともに、

②　入所施設についても、負担の増加幅が大きくなると懸念されていた、市町村民税課税世帯のうち、より所得の低い世帯（※）について、さらなる負担軽減を行うこととしました。

※　市町村民税額（所得割）が２万円未満（年間収入３００～４００万円程度）の世帯が対象。

４．ケアホームなどの新たなサービスに対する支援

Ｑ４　グループホームやケアホームなどでは運営が難しくなるのではないですか？

○　グループホームについては、従来は世話人しか配置されていませんでしたが、今回の改正により、利用者の介護等の支援を行う職員の配置を義務付け、介護体制を強化した「ケアホーム」の仕組みを制度化しました。

○　しかし、

①　夜間支援体制を確保した場合の報酬が、重度の利用者（障害程度区分４以上）に限定されているが、実態はそれより軽度の利用者に対しても夜間宿直を行っている場合があること

②　利用のない日は報酬が支払われない仕組みになるため、利用者が長期入院した場合や帰省日数の多い場合には、事業者に収入が入らず、事業規模が小さいことからその影響が大きいこと

などから、その運営が難しくなるとのご指摘がありました。

○　そこで、こうした様々なご指摘を踏まえ、この度、

①　<u>夜間支援体制を確保しているケアホームでは、その対象者すべて（障害程度区分２以上）について報酬を上乗せすること</u>

②　<u>利用者の入院・帰省を支援した場合に報酬を上乗せすること</u>

などの改善策を講じましたので、１０月以降も引き続き、グループホーム・ケアホームを安定的に運営していただけるものと考えています。

５．報酬日額化に対応した事業運営の円滑化

Ｑ５　事業者への報酬が日額化された結果、減収となり、事業を継続できなくなるのではないかと心配です。

○　本年４月から、事業者への報酬の支払い方法が、サービス利用の状況に関わらず一定額を「月単位」で支払う仕組みから、サービス利用の実績に応じて報酬を「日単位」で支払う仕組みに変更されました。

○　この見直しに伴い、新たな利用者を受け入れる、開所日数を増やすなどの取り組みにより、安定的に事業運営を行っている施設もありますが、一方で、サービス利用のない日には報酬が支払われないため、利用率の低い施設では減収になっているとの声もありました。

○　報酬額については、そもそも開所日数のほか利用率を加味することにより、一定程度利用がなくても必要な費用が賄われるように設定されていますが、この度、円滑に事業運営が行われるよう新たな改善策を講じました。

具体的には、

①　本年１０月以降、施設が必要な支援を行った場合に報酬を上乗せすること

（例）　・通所施設が行う長期間利用がない場合の家庭訪問

・入所施設が行う入院時の支援

②　より多くの利用者の受け入れを可能とするよう、定員の１０％増までの利用を認めること（２０年３月末まで）

により、施設の努力を評価するとともに、

③　従前額の８０％を保障する激変緩和措置について、２１年３月末まで、段階的に引き下げることなく、８０％を維持することとしました。

障害者自立支援法の円滑施行に向けて

～ 8月24日に示した新たな5つの改善策 ～

厚生労働省 社会･援護局 障害保健福祉部

障害者自立支援法の円滑な施行に向けた5つの対策

1. 障害程度区分の適正な判定

○ 6月末までの判定結果では、約3分の1の事例で上位区分へ変更。知的障害や精神障害では、より多数の事例で変更

○ 二次判定の変更事例集などを情報提供

2. 新サービス体系への円滑な施行

○ グループホーム・ケアホームの充実
- 入院、外泊時の支援を報酬上評価
- 夜間支援体制を確保しているケアホーム対象者すべてについて報酬上加算

○ 入所施設の支援体制の強化
- 夜間支援体制の充実とあわせて、自閉症の方など行動面で障害の重い方が多数入所する施設の報酬を改善

3. 就労支援の充実

○ 障害者の「働きたい！」気持ちを実現できる3つの新サービスをスタート

○ 工賃の引き上げをめざして
- 工賃控除の拡充
- 目標工賃の設定、実績の報告・公表
- 工賃倍増計画の推進

4. 障害児関係事業の円滑な施行

○ 障害児施設の利用者負担の見直し（平成21年度末までの経過措置）

○ 児童デイサービスの定員要件の緩和

○ 保護者との絆を深めるための障害児施設への配慮
- 障害児施設の帰省・夏休み時の報酬上の評価
- 通所施設や児童デイサービスが行う家庭訪問を報酬上評価

5. 報酬日額化導入に対応した円滑な事業運営

○ 通所施設が行う通所以外の支援（家庭訪問）の評価

○ 通所施設の定員規制の緩和（平成19年度末までの経過措置）

○ 入所施設が行う入院時の支援に関する加算措置の創設

○ 激変緩和措置の取扱の見直し

障害程度区分の円滑な判定に向けて

○ 昨年、障害程度区分判定等試行事業を実施した自治体から、6月末までの判定結果を収集したところ、二次判定では約3分の1のケースで上位区分の変更が行われていた。
○ 一次判定（コンピューター判定）に対する懸念が示されていた知的障害や精神障害については、より多数の事例で変更されていた。
○ 判定結果を踏まえて、自治体の参考となるよう「障害程度区分状態像の例」、「二次判定変更事例集」を作成。

■全体	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
	0.4%	10.8%	23.1%	23.4%	14.6%	11.3%	16.4%	33.2%
■身体	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
	0.4%	10.5%	22.0%	18.5%	10.6%	12.6%	25.4%	20.0%
■知的	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
	0.3%	5.7%	15.0%	26.0%	21.3%	14.2%	17.6%	43.0%
■精神	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
	0.7%	19.6%	39.8%	28.3%	8.6%	2.1%	0.9%	52.9%

○　昨年、試行事業の対象となった者について、試行事業の結果と今回の判定結果を比較したところ、試行事業を上回る結果となった。

【試行事業対象者の2次判定における平均障害程度区分】

	試行事業	認定状況調査
身体障害者	3．6	3．9
知的障害者	3．5	3．8
精神障害者	2．0	2．1

新体系サービス体系への円滑な移行に向けて

グループホーム･ケアホームの見直し

1．入院･外泊時における支援の評価

○ 利用者の入院･外泊に対応した加算措置を新たに創設
※ 入院時支援加算 と 帰宅時支援加算

2．ケアホームの夜間支援体制の強化

○ 夜間支援体制の対象をケアホーム対象者全体（区分2以上）に拡大
（当初案では区分4以上に限定）

3．小規模のグループホーム･ケアホームへの配慮措置

【世話人の確保】

○ 経過措置の対象を5人規模のグループホーム･ケアホームにも拡大
（当初案では4人規模に限定）

○ 近隣に同一法人が経営するグループホーム･ケアホームがある場合でも、専任の世話人を配置している場合には、平成19年度末まで経過的に加算の対象とする

【サービス管理責任者】

○ 定員10人未満の事業者について、サービス管理責任者の配置を猶予

入院･帰省時の加算措置

○　グループホーム･ケアホームについて、利用者の入院時に支援を行った場合や帰宅時の支援を行った場合に、**入院時支援加算**及び**帰宅時支援加算**を創設する。

【入院時支援加算】

○　入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算（月１回算定）。

３～６日の場合	５６１単位
７日以上の場合	１，１２２単位

【帰宅時支援加算】

○　帰省により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、個別支援計画に基づき帰省の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算（月１回算定）。

３～６日の場合	１８７単位
７日以上の場合	３７４単位

夜間支援体制の評価の見直し

○ 現在のグループホームの実態を踏まえ、夜間支援体制を確保しているケアホームの対象者すべて（現在案では区分4以上に限定）について報酬上、加算措置を講じることとする。

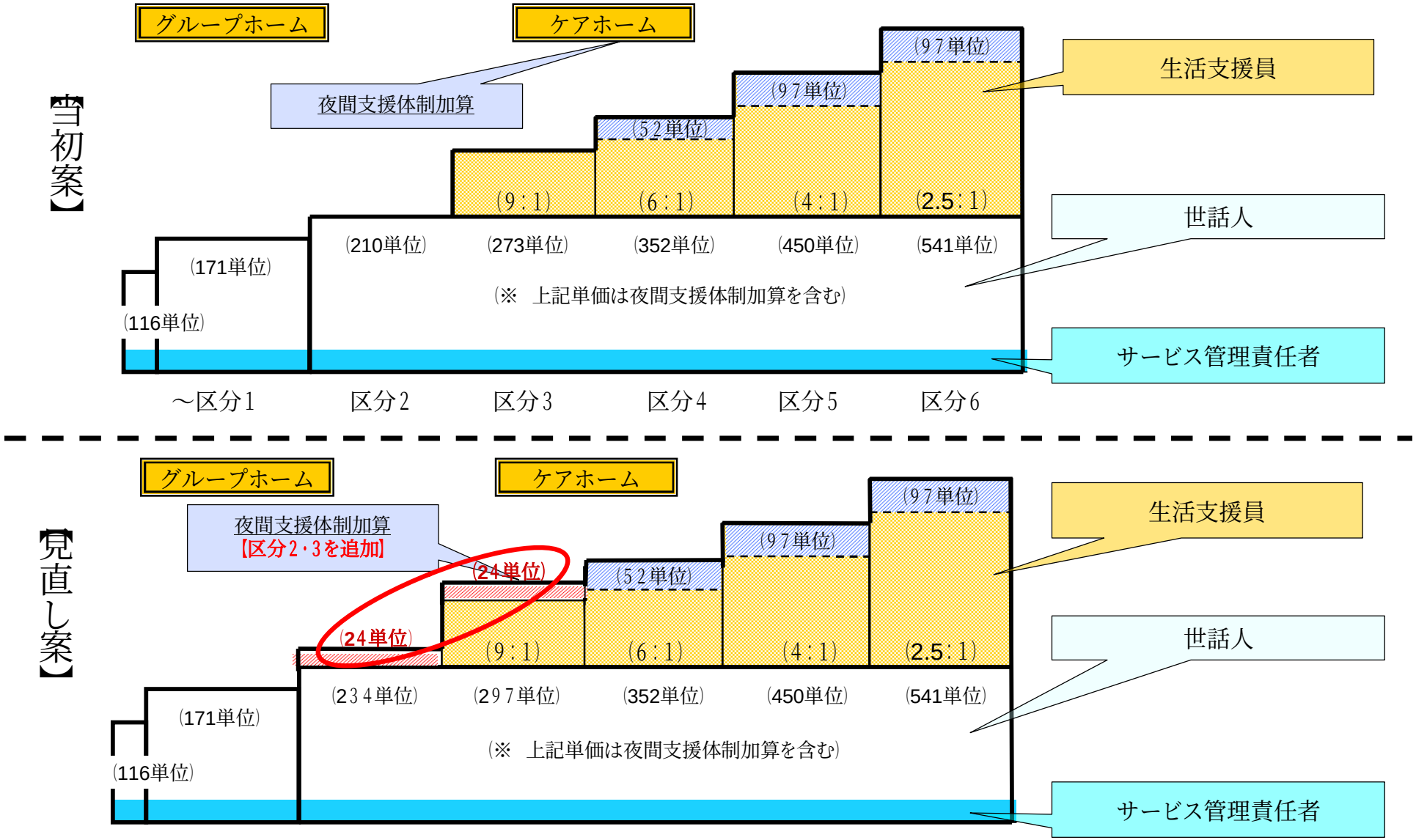

入所施設の支援体制の強化

入所施設の夜間支援体制の見直し

○ 障害の程度が比較的軽い障害者の夜間支援体制については、当初案は宿直分の評価しか行っていなかったが、実態を踏まえ、夜勤対応を行っている施設については夜勤分の評価を行う。

生活介護（経過措置）利用者
・
自立訓練利用者
・
就労移行支援利用者
・
就労継続支援利用者（経過措置）

夜勤職員２人配置の場合 → 施設入所支援サービス費（Ⅶ）
１８８単位（定員５０人・１日につき）

夜勤職員１人配置の場合 → 施設入所支援サービス費（Ⅹ）
１３８単位（定員５０人・１日につき）

宿直体制の場合 → 施設入所支援サービス費（Ⅺ）
９９単位（定員５０人・１日につき）

重度障害者支援体制加算の見直し

○　強度行動障害に関する加算措置について、こうした障害者が多数入所する施設について、その実態に適した内容となるよう見直しを行う。

（　強度行動障害者一人につき一定額（生活介護サービス費（Ｖ）に移行した場合：１５万円程度／月）を加算する方式に見直し　）

【当　初　案】

○　強度行動障害者が1名以上いる場合であって、行動援護対象者が利用者全体の2割以上いる場合、２８単位／日を加算

【見 直 し 案】

○　強度行動障害者1人につき、５０５単位／日（生活介護サービス費（Ｖ）に移行した場合）を加算

就労支援の充実に向けて

工賃控除の拡充

○　障害者の働くことへのインセンティブを高めるため、工賃等の就労収入について、より一層の配慮を行う観点から、以下のとおり見直しを行う。

	減免の方法	工賃控除の取扱い ＜現行＞	工賃控除の取扱い ＜18年10月～＞
入所施設	**月の収入**に応じ、個別に負担上限額を減免（個別減免）	月3，000円控除	手元金が年間28.8万円（支援費制度と同程度）まで残るよう控除額引上げ
通所施設	**年間の収入**が一定額（収入基準額）以下の者に対し、一律に負担上限額を半減（社会福祉法人減免）	控除なし	工賃が一定額以上の者も減免の対象となるよう年間28.8万円の**控除創設**

工賃倍増計画支援事業の実施について
（平成19年度概算要求）

現在の福祉施設で働く障害者の工賃水準（授産施設の平均工賃月額は約15,000円）の倍増を目指し、都道府県が実施する事業を支援

工賃水準の引き上げのために実施する事業

【平成18年度】
① 授産施設等における工賃実績の報告・公表
② 利用者負担における工賃控除の見直し（月3,000円→月額約40,000円）
③ 工賃水準ステップアップ事業（授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業）の実施

【平成19年度】
○ <u>工賃倍増計画支援事業</u>
都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた「**工賃倍増計画**」を策定し、同計画に基づく事業に対し補助を実施。
事業費：1都道府県あたり1,000万円～3,000万円

A型（雇用型）の就労継続支援事業の要件緩和

障害者以外の者の雇用割合の緩和

○　障害者を雇用する形態をとるA型の就労継続支援事業の場合、事業の生産性を確保する観点から、障害者以外の者の雇用について、事業規模に応じて最大5割まで（現在案では一律2割以内）可能とする。

利用定員10人以上20人以下	利用定員の5割
利用定員21人以上30人以下	10人又は利用定員の4割のいずれか多い数
利用定員31人以上	12人又は利用定員の3割のいずれか多い数

雇用によらない障害者の利用を容認

○　A型の就労継続支援事業について、直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる障害者の利用を可能とする。

目標工賃の設定、実績報告･公表について

○　利用者が適切な就労関係事業を選択することができるよう、雇用によらない形態のB型の就労継続支援事業について、各事業ごとに目標工賃を設定するとともに、すべての就労関係事業者について、工賃（賃金）実績の提出を求め、都道府県がこれを公表することとする。

【工賃実績報告及び公表について】

1　工賃実績報告対象事業（施設）
　①　就労継続支援事業（A型、B型とも）
　②　身体･知的･精神障害者入所･通所授産施設（小規模通所授産施設を含む）、福祉工場

2　工賃（賃金）実績の報告内容
　①　前年度の工賃（賃金）実績の平均額（時給、日給、月給から選択）
　②　1日及び1か月あたり平均労働時間を都道府県に報告

3　申請時期及び申請先
　①　毎年4月に、各事業者は、都道府県に対し前年度の工賃（賃金）実績を報告
　②　平成18年度においては、18年10月からの6ヶ月間の工賃（賃金）実績について平成19年4月に都道府県に対し報告

4　工賃実績の公表方法
　都道府県は、提出された工賃（賃金）実績及び都道府県全体又は圏域全体の平均工賃（賃金）額を、広報紙、ホームページ、WAMネット等により幅広く公表

障害児関係事業の円滑な移行に向けて

利用者負担の見直し

＜通所施設＞
○ 学齢期前の障害児に係る通所施設につき、一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準となるよう食費負担軽減措置を拡大。（平成21年3月末までの経過措置）

措置費制度 平均事業費　約14．4万円	新制度 （見直し前）→（見直し後）	うち食費	保育所の保育料
低所得世帯1 1，100円	12，600円 → 9，040円	5，100円 → 1，540円	9，000円
低所得世帯2 1，100円	12，600円 → 9，040円	5，100円 → 1，540円	9，000円
一般世帯 （市町村民税額（所得割）＜2万円） 2，200／3，300円	28，700円 → 20，500円	14，300円 → 5，100円	19，500円
一般世帯（所得税課税） 4，500円～全額	28，700円	14，300円	30，000～80，000円

＜入所施設＞

○　障害児を養育する世帯については、他の世代に比べて若い世帯が多いことに特に配慮し、育成医療の負担軽減措置を踏まえ、**市町村民税額（所得割）が2万円未満の世帯まで、食費・光熱水費の軽減措置を拡大**。（平成21年3月末までの経過措置）

※18歳未満の場合

措置費制度 平均事業費　約18．6万円		児童福祉法（契約制度） （見直し前）→（見直し後）	うち食費・光熱水費
低所得世帯1 2，200円	➡	8，500円	1，000円 （補足給付57，000円）
低所得世帯2 2，200円	➡	13，300円	1，000円 （補足給付57，000円）
一般世帯 **（市町村民税額（所得割）＜2万円）** 4，500円／6，600円	➡	45，000円 ↓ **19，600円**	26，400円 ↓ **1，000円** **（補足給付57，000円）**
一般世帯（所得税課税） 9，000円～全額	➡	45，000円	26，400円 （補足給付31，600円）

児童デイサービスの定員要件の緩和

○ 地域において、発達障害児も含め充実した早期療育支援が実施しやすいように、少子化の影響を踏まえ、児童デイサービスの最低定員要件等を緩和する。

＜見直しの考え方＞

・ 当初案では最低定員要件を各クラス毎に10人以上としていたが、これを1日の利用定員の合計数が10人以上で可とし、同日に複数クラスを実施する場合においては、クラス定員数の合計が10人以上であれば可とする。

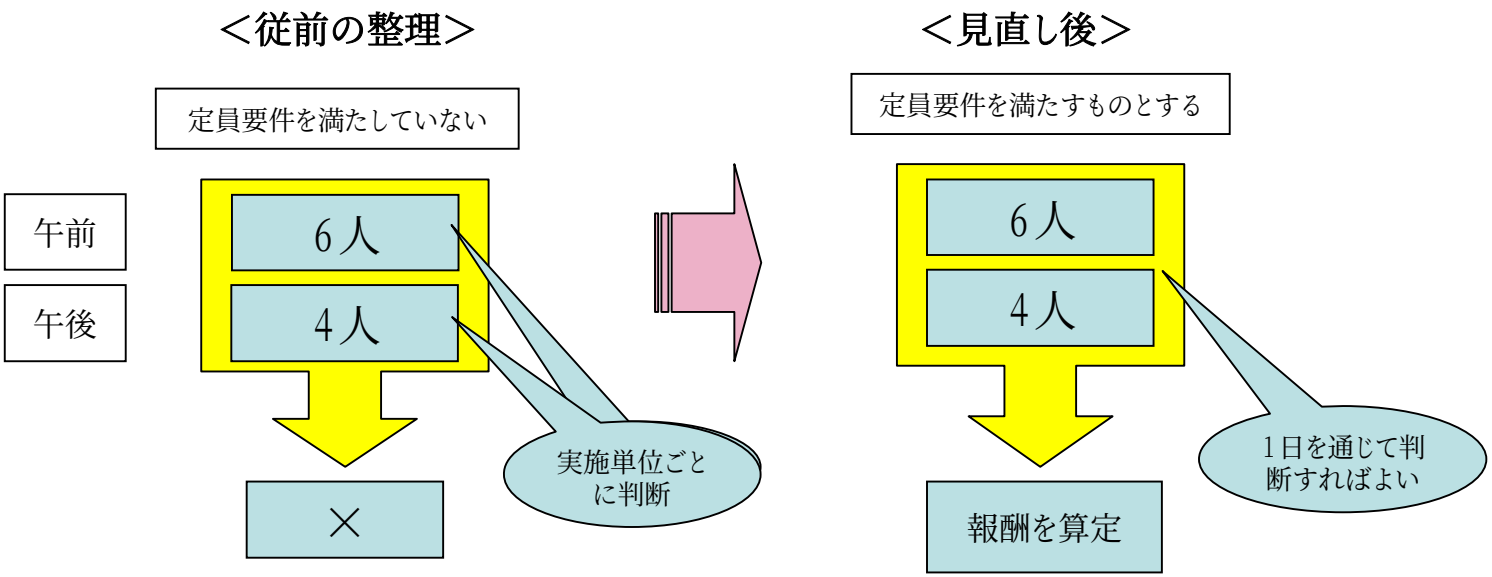

保護者との絆を深めるための、帰省や家庭訪問といった支援を評価

○ 障害児の入所施設における帰省時の報酬上の取扱いについて、夏季休暇など障害児の特殊事情を踏まえ、1月につき12日まで報酬上の評価を行う。

◇ 1月につき、6日まで …… 320単位／日（障害者と同様の扱い）
7日から12日まで …… 160単位／日（障害児のみ）

○ 乳幼児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、通所施設や児童デイサービスにおいて、サービス利用計画に位置づけ、職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合に、家庭連携加算を算定できることとする。

◇ 月2回を限度に1回当たり …… 1時間まで187単位
…… 1時間超 280単位

報酬日額化導入に伴う事業者への配慮措置

通所施設が行う通所以外の支援（家庭訪問）の評価

○　利用者が5日以上継続して通所できない場合に、施設職員が家庭を訪問し、利用者又は家族へ必要な支援を行った場合に報酬上評価を行う。

◇　月2回を限度に1回当たり……　1時間まで１８７単位
……　1時間超　２８０単位

通所施設の定員規制の緩和

○　通所施設について、新たな利用者の受け入れを可能とする観点から、定員の1割増まで（現在は5％増まで）の利用を認める（平成19年度末までの経過措置）。

入所施設の入院に対応した加算措置の創設

○　新体系及び旧体系の入所施設については、現在、入院･外泊時の措置として、1月に6日（障害児の場合は１２日）を限度に３２０単位（障害児の場合は7日から１２日までは１６０単位）を算定することとされているが、この期間を超えて、入所施設において入院時の支援を行った場合について、入院時支援加算を創設する。

【入院時支援加算】

○　入院･外泊により本体報酬を算定されない日数が月６日を超える場合であって、当該6日（障害児の場合は１２日）を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算（月１回算定）。

６日までの場合　……　５６１単位
7日以上の場合 …… １，１２２単位

激変緩和措置の取扱の見直し

○　旧体系サービスに係る従前額の８０％の最低保障措置について、来年度、再来年度と、保障水準を段階的に引き下げていくこととされていたが、８０％を維持する。